

郡山市工事成績評定要綱

平成19年2月22日制定
令和4年10月24日最終改正
〔財務部契約検査課〕

（目的）

第1条 この要綱は、市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績の評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ適正な工事評定を図り、もって良質な工事を確保し、工事受注者の適正な評価及び指導育成の資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定の対象とする工事は、1件の請負金額が500万円以上の工事とし、工事成績採点の考査項目別運用表兼プロセスチェックリストを利用する。

2 次の工事については対象外とする。

- (1) 解体工事
- (2) 出来形、品質等を求めない工事

（評定の内容）

第3条 評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、高度技術力、創意工夫、環境対策、社会性等の評価項目について行うものとする。

（評定者）

第4条 評定を行う者は（以下「評定者」という。）は、次のとおりとする。

第一評定者 監督員

第二評定者 係長等

第三評定者 郡山市工事等検査実施要綱（平成7年4月1日制定）第4条第2項の規定に基づき検査員として指定された者

（評定の方法）

第5条 評定は、各評価項目について、工事ごと及び評定者ごとにそれぞれの確かつ公正に行うものとする。

- 2 工事成績の採点は、工事成績採点表（様式第1）により行うものとする。
- 3 細目別評定点の採点は、細目別評定点採点表（様式第2）により行うものとする。
- 4 評定結果は、工事成績評定表（様式第3）に記録するものとする。

（評定の時期）

第6条 評定の時期は、第一評定者及び第二評定者については工事が竣工したとき、又は部分竣工した時に行うものとし、第三評定者は当該工事の検査を実施したときにそれぞれ行うものとする。

（評定の通知）

第7条 評定を行ったときは、速やかに、当該工事の受注者に対して、評定の結果を郡山市工事成績評定通知実施要領（平成19年4月1日制定）に基づき通知するものとする。

。

（評定の修正）

第8条 前条の規定により通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場

合には、当該評定を修正しなければならない。

2 前項の規定により評定の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日(「市の休日」を含む。)以内に、書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときには、書面により回答をするものとする。この場合において、必要と認めるときは、市長は、郡山市工事成績評定評価委員会(以下「評価委員会」という。)の意見を求めることができる。

(郡山市工事成績評定評価委員会)

第10条 前条第2項の規定による説明の求めに対する回答その他工事の評定に関し、必要な事項について審議するため、評価委員会を置く。

(評定表の提出)

第11条 評定者は、評定を行ったときは、500万円以上1,000万円未満の請負金額に係る工事にあつては工事を担当する部の長(以下「工事担当部長」という。)に、1,000万円以上の請負金額に係る工事にあつては契約検査課長を経て財務部長に、遅滞なく工事成績評定表を提出するものとする。

(評定表の引継ぎ)

第12条 工事担当部長は、工事が終了した日の属する年度の翌年度の5月末日までに工事成績評定表を契約検査課長に送付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、評定並びに評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

工事成績採点表(しゅん工・部分しゅん工・既済・中間)

別記様式第1 (第5条関係)

検査日 年 月 日 作成

- ※該当する検査を必ずチェックすること。
- しゅん工
 - 部分しゅん工
 - 既済
 - 中間
- 完成検査で過去に既済、中間を実施している場合は、評定点等を手入力すること。
 ○ なお、過去に2回以上ある場合は、対応していないので平均値を計算して手計算すること。
 ○ 過去に一部完成があった場合、完成時の評定点には対応していないので、完成検査時の評定点を本採点表で求めた後、その都度、請負額に占める対象金額の加重平均により手計算すること。

工事等名	年度	契約金額(最終)		円		課							
		契約工期	氏名	年月日	氏名	年月日	年月日						
受注者名	評定者 ※1	第1評定者		第2評定者		第3評定者							
検査項目 ※2	氏名	氏名		氏名		氏名							
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般												
	II. 配置技術者												
2. 施工状況	I. 施工管理			0									
	II. 工程管理			0									
	III. 安全対策			0									
	IV. 対外関係			0									
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形			0									0
	II. 品質			0									0
	III. 出来ばえ												0
4. 高度技術	I. 高度技術力					0							
5. 創意工夫	I. 創意工夫					0							
6. 環境対策	I. 環境対策					0							
7. 社会性等	I. 地域への貢献等					0							
加減点合計 (1+2+3+4+5+6+7) ※3		0点		0点		0点		-点		-点		0点	
評定点 (65点±加減点合計) ※3		① 65.0点		② 65.0点		③		④		65.0点		65.0点	
8. 評定点計		65.0点		65.0点		評定部分(中間)検査があった場合: (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2) = 評定点計		※但し、③(既済、中間)が2回以上の場合は平均値		◎既済部分(中間)検査がなかった場合: (①×0.4+②×0.2+④×0.4) = 評定点計			
9. 法令遵守等 ※4				-		-		-		-			
10. 評定点合計 ※5		65点		0(8.評定点計) - (9.法令遵守等)									
所見 ※6		【第一評定者】		【第二評定者】		【第三評定者】						受付番号	

※1 しゅん工・部分しゅん工の評定は、第1評定者、第2評定者、第3評定者がそれぞれ行い、第1、第2評定者は、第3評定者の検査に先立ち評定する。
 ※2 各検査項目毎の採点は、第1評定者は別紙-1①~⑥、第2評定者は別紙-2①~⑧、第3評定者は別紙-3①~③5によるものとする。
 ※3 評定は、65点±加減点合計とし各評定の計は、少数第1位まで記入する。
 ※4 法令遵守等の評価は竣工検査時に第2評定者が行い、部分しゅん工検査時は採点の対象としない。
 ※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
 ※6 所見は必ず記載する。

様式第2（第5条関係）

細目別評定点採点表

契約番号			
項目	細別	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	2.6 / 3.0	86.7%
	II. 配置技術者	2.6 / 3.8	68.4%
2. 施工状況	I. 施工管理	5.2 / 7.0	74.3%
	II. 工程管理	5.2 / 8.2	63.4%
	III. 安全対策	5.2 / 9.2	56.5%
	IV. 対外関係	2.6 / 3.4	76.5%
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	11.3 / 18.1	62.4%
	II. 品質	11.3 / 19.3	58.5%
	III. 出来ばえ	8.6 / 10.6	81.1%
4. 高度技術	I. 高度技術力	2.6 / 4.6	56.5%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	2.6 / 4.6	56.5%
6. 環境対策	I. 環境対策	2.6 / 4.6	56.5%
7. 社会性等	I. 地域への貢献等	2.6 / 3.6	72.2%
8. 法令遵守等		0.0	
※評定点は四捨五入し、整数とする。		65点 / 100点	

様式第3 (第5条関係)

工 事 成 績 評 定 表

	検査担当課決裁	部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 員
工事担当課						
年度 施工		工 事 等 名				
契 約 番 号	第 号	路 線 等 名				
設 計 金 額	円	施 行 場 所				
契 約 金 額	円	受 注 者 住 所 ・ 会 社 名 ・ 代 表 者 名				
契 約 工 期		現 場 代 理 人				
完 成 年 月 日 (検査課依頼日)		主 任 技 術 者				
検 査 年 月 日		第 1 回		評 定 者 職 ・ 氏 名	評 定 点	
検査種別		第 一 評 定 者 A (監 督 員)		印	点	
しゅん工		第 二 評 定 者 B (係 長 等)		印	点	
既済部分		第 三 評 定 者 C (工 事 検 査 員)		印	点	
中 間		評 定 点 計 D = A*0.4+B*0.2+C*0.4		点		
部分しゅん工		法 令 遵 守 等 E		点		
検 査 (該当を○で囲む)		評 定 点 合 計 D + E(四捨五入により整数)		点		

工事担当課決裁	部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長

受付番号	
------	--